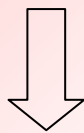




無利子 農業改良資金のご案内

農業改良資金制度は、農業経営の改善に必要な施設・機械・資材などを購入するための資金を**無利子**で借り受けることができる制度です。

新しい技術や作物を導入したい！
農産物の加工・直売を始めたい！



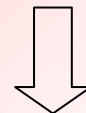
**農業改良措置
の認定**

農業改良資金が
使えます

NEW

生産製造連携で、バイオ燃料の原材料を生産したい！

農商工連携で、
新品種を栽培して農業経営を改善したい！
新商品の開発のため連携先の農業者を支援したい！



**連携事業計画 及び
農業改良措置の認定**

特例措置の対象
(償還期間等の延長)



詳しくはお近くの相談窓口(普及指導センター、農協等融資機関)へ

どんな場合に借りることができるのですか？

農畜産物又はその加工品の新たな販売方式を導入する場合

従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売方式を導入する場合

農畜産物又はその加工品の新たな生産方式を導入する場合

新たな生産方式を導入し、品質・収量の向上やコスト・労働力の削減に資する場合

農業改良措置

新たな農業部門の経営を始める場合

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない部門へ進出する場合

新たな加工事業の経営を始める場合

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに始める場合や、すでに加工事業を行っている者が従来取り扱っていない加工事業を開始する場合

誰でも借りることができるのですか？

認定農業者

認定就農者

主業農業経営の経営者

- (ア) 農業所得が総所得の過半、又は農業粗収益が200万円以上(法人は、1000万円以上)であること。
- (イ) 主としてその農業経営に従事すると認められること。
- (ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が主として農業に従事すること。
- (エ) 簿記記帳を行っていること。

～ の家族経営の経営主以外の農業者で次のことが明確になっている家族経営協定を締結している者

- (ア) 経営のうちの一部の部門について主宰権があること。
- (イ) その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があること。

次の要件をすべて満たす集落営農組織

- (ア) 定款・規約を有すること。
- (イ) 一元的な経理を実施していること。
- (ウ) 法人化計画を有すること。
- (エ) 農用地の利用集積の目標を設定していること(水田作・畑作に係わる農業経営のみ)。
- (オ) 主な従事者が目標農業所得額を設定していること。

から までの者が全構成員の過半を占める法人格を有しない任意団体

導入計画に従い持続性の高い農業生産方式を導入するエコファーマー

農商工等連携促進法による農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者等

農林漁業バイオ燃料法による生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等

具体的にどんな資金を借りることができるのですか？

資金内容	認	主	工	集	中
施設(農機具を含む)の改良、造成又は取得					
永年性植物の植栽又は育成					×
家畜の購入又は育成					×
農地・採草放牧地の排水改良、土壌改良及び作付条件の整備					×
農地・採草放牧地の賃借料					×
農機具、運搬用機具、施設の賃借料					×
能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修費					×
品種の転換		×	×		×
新たな農畜産物の加工品等の調査・開発、並びに通信・情報処理機材の取得		×	×	×	×
営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費		×	×	×	×
農業経営の改善によって必要となる農薬費、その他の費用 (農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。)		×			×

* (認); 認定農業者、(主); 主業農業経営者、(工); エコファーマー、(集); 集落営農組織、(中); 農商工等連携促進法の認定中小企業者

いくら借りることができますか？ どのくらいの期間で返さなければなりませんか？

利用限度額

個人 1,800万円 法人等 5,000万円

認定農業者及び認定中小企業者以外の方については、当該農業改良措置の導入に必要な経費の額の8割に相当する額と上記のいずれか低い額になります。

償還期間(うち据置期間)

10年以内(3年以内)

据置期間(3年以内)

返済期間

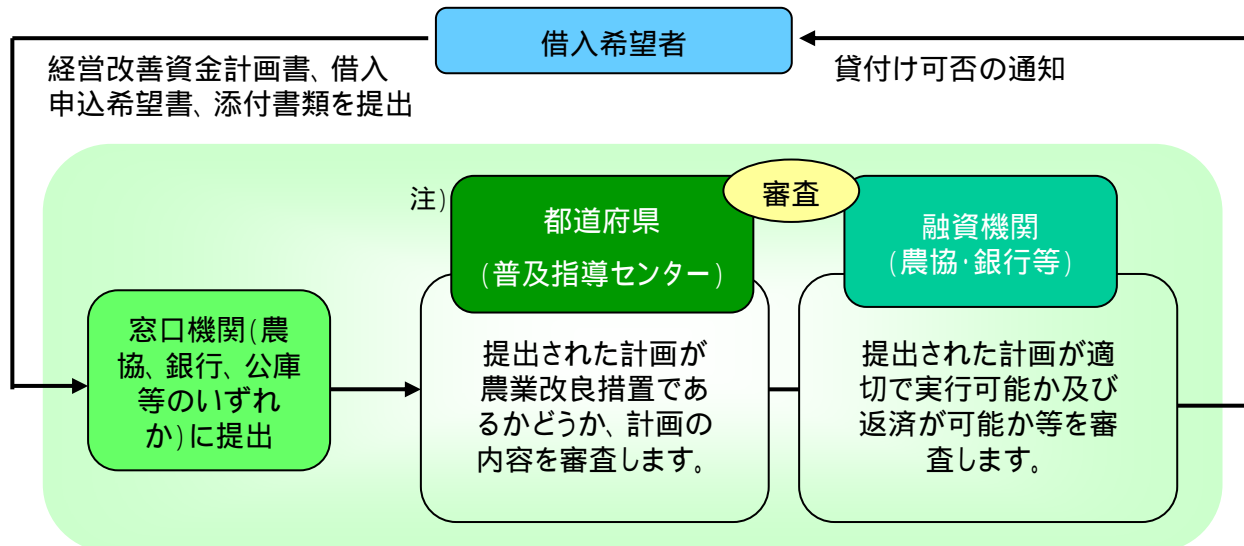
償還期間(10年以内)

特定地域にお住まいの方、就農計画の認定を受けた農業法人等、農商工等連携促進法の認定を受けた方については償還期間12年以内(据置5年以内)、エコファーマーの方及び農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた方は償還期間12年以内の特例措置が設けられています。

どのような手続きをすればよいのですか？

貸付手続きには、融資機関(農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合、農林中央金庫)から借り受ける「転貸方式」と都道府県から借り受ける「直貸方式」があります。

借入を希望する方によって、申込書の種類が異なったり、添付書類を必要とする場合がありますので、まずはお近くの都道府県普及指導センターや融資機関にご相談ください。



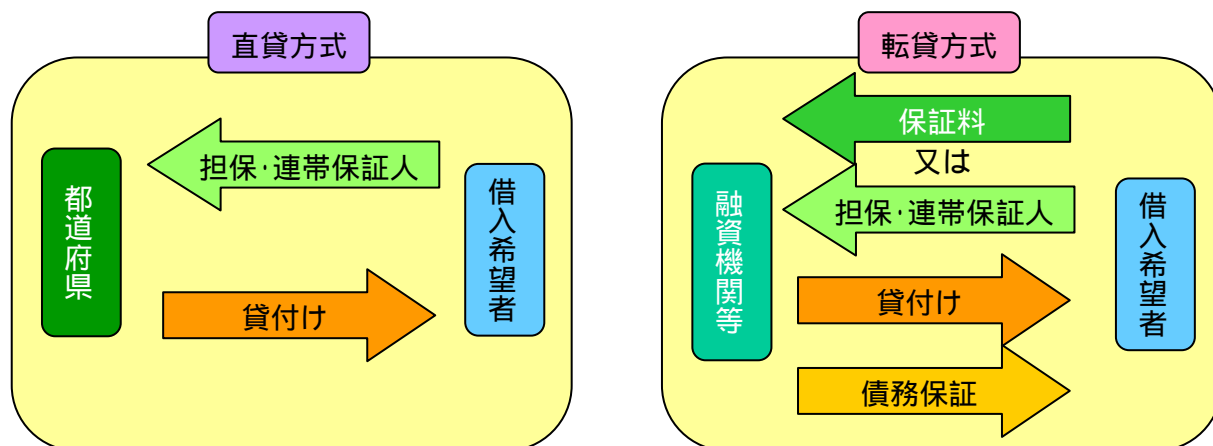
注) 集落営農組織に係る経営改善資金計画は、市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議の認定が必要です。

担保や連帯保証人は必要ですか？

農業改良資金を都道府県から直接借り受ける場合(直貸方式)は、担保や連帯保証人が必要です。

農協等民間融資機関から借り受ける場合(転貸方式)は、農業信用基金協会等による債務保証の対象となり担保や連帯保証人がなくても借りられます。

保証に必要な条件等は都道府県農業信用基金協会等により多少異なります。



都道府県により取扱いが異なる場合がありますので、詳細は普及指導センターへご相談ください。

農林水産省 〒100 - 8950 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号

URL: <http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/annai.htm>

発行 平成20年10月